

**令和8年度
沖縄県放課後児童支援員認定資格研修事業
業務委託に係る企画提案応募要領**

1 趣 旨

放課後児童支援員は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）において、都道府県知事等が行う研修を修了した者でなければならぬとあることから、厚生労働省が定める「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」（以下「国要綱」という。）に基づき認定資格研修を実施することで、沖縄県内の放課後児童支援員の確保及び放課後児童健全育成事業の円滑な運営を支援することを目的とする。

2 業務概要

- (2) 事業名：沖縄県放課後児童支援員認定資格研修事業
- (2) 事業期間：契約締結の日から令和9年3月31日まで(予定)
- (3) 委託業務内容

沖縄県放課後児童支援員認定資格研修（以下「研修」という。）の企画・運営

- ア 研修の日程、会場等の設定
- イ 研修内容の企画及び講師の選定
- ウ 研修開催通知の作成、発送
- エ 受講申込みの受付、受講資格の確認
- オ 受講者の決定及び受講決定、開催案内等の通知
- カ 研修で使用する資料、研修レポート又はチェックシート（以下「研修レポート等」という。）の作成
- キ 研修に必要な設備、教材、機器等の準備
- ク 研修当日の運営、受講者本人確認
- ケ 研修レポート等のとりまとめ
- コ 研修受講者名簿、修了者名簿、受講状況確認一覧の作成
- サ 研修実施後の実績報告書の作成
- シ 認定等事務（認定者名簿の作成）
- ス 健全育成指導者養成研修への講師派遣
- セ 修了証及び一部科目修了証の交付に係る事務
- ソ 過年度の研修修了者の修了証再交付に係る事務
- タ その他、認定資格研修の運営に必要な事項

3 業務仕様書

別添「沖縄県放課後児童支援員認定資格研修事業業務委託に係る企画提案仕様書」参照

4 参加資格者

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体で実施する場合には管理法人が県内に本店又は支店を有していること。
- (2) 過去3年以内に、国、沖縄県及び公共団体等と放課後児童クラブ等子育て支援に関する研修業務、又はそれに類似する業務を受託した実績がある者
- (3) 放課後児童クラブ、子育て支援等について、本事業の遂行に必要な知識を十分に保有する人員を確保していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (5) 共同企業体で実施する場合は、共同企業体の中に管理法人を1者置くものとする。
管理法人は、本事業の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、共同企業体を構成する法人を代表する。管理法人は以下の要件を満たすことが必須である。
 - ① 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
 - ② 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
 - ③ 県内において業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
- (8) 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体の構成員は、法人単体で応募することはできない。

5 企画提案書

本事業の企画提案書は、別添委託業務企画提案仕様書の内容をすべて満たすものとし、かつ、以下の項目を具体的に記載すること。

- (1) 本事業の実施体制に関すること。
- (2) 本事業のスケジュールに関すること。

- (3) 本事業で想定する具体的な研修内容について
- (4) 想定する研修講師、選定理由及び講師に求める講義ポイントについて
- (5) その他、本事業の企画・運営に関すること。

6 応募の手続き

- (1) 応募要領等の配布：沖縄県公式webサイトへの掲載により配布に代える。
 - ア 掲載期間：公告日から令和8年7月21日(火)まで
 - イ 掲載場所：沖縄県公式webサイトの「公募・入札」又は、子育て支援課サイト
- (2) 応募に係る質問事項受付期間
 - ア 公告日から令和8年7月7日(火)12:00まで
 - イ 質問：【別紙1】にて、FAX又はメールで提出すること（要受信確認）
 - ウ 回答：「子育て支援課」サイトに回答を掲載
最終回答は、令和8年7月10日(金)12:00までに行う。
- (3) 参加申込書の提出期限
企画提案を希望する場合は、「参加申込書」を提出すること。
 - ア 提出期限：令和8年7月14日(火)12:00まで
 - イ 提出書類：【別紙2】にて、FAX又はメールで提出すること（要受信確認）
※「参加申込書」を提出しない場合は、企画提案の参加資格を満たしません。
- (4) 応募申請書及び企画提案書等の提出期限
 - ア 提出期限：令和8年7月21日(火)12:00まで
 - イ 提出場所：沖縄県こども未来部子育て支援課子育て体制整備班(沖縄県庁3階)
持参又は郵送により提出。
ただし、郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内に到着するよう送付すること。
 - ウ 提出書類：7に定める書類

7 提出書類

- (1) 企画提案応募申請書【様式1】
- (2) 会社概要表【様式2】
- (3) 積算書【様式3】
- (4) 業務実績書【様式4】
- (5) 企画提案書（任意様式）
- (6) スケジュール表（任意様式）
- (7) 執行体制（任意様式）
- (8) 共同企業体協定書（任意様式）※共同企業体の場合
- (9) 誓約書【様式5】

※(2)、(4)について、共同企業体の場合は構成員ごとに提出
提出部数 (1)~(7) 6部（正本1部、副本5部）
(8)~(9) 1部

8 見積要件

今回の企画提案に当たっては、6,600,000円（消費税込み）の範囲内で見積もること。

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約額に110分の10を乗じて得た額である。

※上記金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額と異なる場合がある。

9 選定方法

(1) 「業務委託企画提案選定委員会」による審査により、入選順位を決定する。

選定については、原則として第一位選定者とするが、契約に関して必要な協議が合意に至らない場合は次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ選定するものとする。

なお、一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。

(2) 企画提案書審査：令和8年7月29日(水)～令和8年7月31日(金)の間（予定）

(3) 選定結果通知：令和8年8月4日(火)に通知（予定）

10 その他

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合

エ 本応募要領に違反すると認められる場合

オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

(2) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は、軽微な変更を除き、原則認めない。

(4) 企画提案書等の作成に要する経費等、本事業の企画提案に要した経費については、参加者の負担とする。

(5) 提出された企画提案書等については返却しない。

(6) 入選者選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。

(7) 入選者の選定に当たっては、提案された内容を総合的に評価し決定する。そのため、業務を実施するに当たっては、県と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施するものではない。

(8) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(9) 1事業者（複数の事業体で事業を実施する場合は1共同企業体）当たり、提案は1件とする。

11 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階

沖縄県子ども未来部子育て支援課 子育て体制整備班 担当：島

TEL 098-866-2457 FAX 098-866-2433 E-mail : aa031305@pref.okinawa.lg.jp